

令和6年6月28日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

# 建設・企業常任委員会資料

(令和6年6月25日付託分)

県土整備局

## 目 次

ページ

1	令和6年度6月補正予算の概要【県土整備局関係】	1
2	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】	4
3	一級河川矢上川地下調節池トンネル本体I期工事請負契約変更の内容	5
4	和解の概要	6

# 1 令和6年度6月補正予算の概要 【県土整備局関係】

## (1) 総括表

(単位 千円、%)

内 訳 科 目	令和6年度			5年度	6月現計比	
	当初予算額 A	6月補正 予 算 額 B	6月現計 予 算 額 A+B=C	6月現計 予 算 額 D	差 額 C-D	前 年 度 比 C/D
土 木 費	117,469,917	879,814	118,349,731	111,109,129	7,240,602	106.5
土木管理費	11,175,541	—	11,175,541	11,373,677	△198,136	98.3
道路橋りょう費	46,557,974	851,455	47,409,429	42,127,202	5,282,227	112.5
河川海岸費	31,923,631	—	31,923,631	29,878,970	2,044,661	106.8
砂防費	10,067,494	—	10,067,494	7,936,644	2,130,850	126.8
港湾費	804,214	1,022	805,236	979,829	△174,593	82.2
都市行政費	1,758,337	22,333	1,780,670	3,466,975	△1,686,305	51.4
都市計画費	7,379,087	5,004	7,384,091	7,259,612	124,479	101.7
下水道費	2,904,388	—	2,904,388	3,175,574	△271,186	91.5
住宅費	4,899,251	—	4,899,251	4,910,646	△11,395	99.8
災 害 復 旧 費	1,020,000	—	1,020,000	1,020,000	—	100.0
公共土木施設 災害復旧費	1,020,000	—	1,020,000	1,020,000	—	100.0
一 般 会 計 計	118,489,917	879,814	119,369,731	112,129,129	7,240,602	106.5
県営住宅 事業会計	35,977,302	—	35,977,302	25,969,095	10,008,207	138.5
流域下水道 事業会計	37,593,392	—	37,593,392	40,216,826	△2,623,434	93.5
県土整備局合計	192,060,611	879,814	192,940,425	178,315,050	14,625,375	108.2

## (2) 建設事業費

(単位 千円、%)

区 分	令 和 6 年 度			5 年 度	6 年 度 / 5 年 度
	当初予算額 A	6月補正 予算額 B	6月現計 予 算 額 A+B=C	6月現計 予 算 額 D	6月現計 予算額比 C/D
道路橋りょう	33,071,697	850,000	33,921,697	28,905,402	117.4
同国直轄事業 負担金	11,020,000	—	11,020,000	11,020,000	100.0
河川海岸	26,852,753	—	26,852,753	25,845,387	103.9
同国直轄事業 負担金	1,410,000	—	1,410,000	1,410,000	100.0
砂 防	9,845,274	—	9,845,274	7,866,377	125.2
港 湾	678,790	—	678,790	837,161	81.1
都 市 公 園	2,680,789	—	2,680,789	2,049,834	130.8
市街地再開発等	1,999,989	—	1,999,989	2,949,775	67.8
鉄 道	871,331	—	871,331	2,708,675	32.2
災 害 復 旧	1,020,000	—	1,020,000	1,020,000	100.0
一 般 会 計 計	89,450,623	850,000	90,300,623	84,612,611	106.7
県 営 住 宅 計	20,196,221	—	20,196,221	10,550,918	191.4
流 域 下 水 道 事 業 会 計	9,283,705	—	9,283,705	6,969,916	133.2
県土整備局合計	118,930,549	850,000	119,780,549	102,133,445	117.3

## (事業内容)

- 道路橋りょうの整備  
県道26号（横須賀三崎）他17箇所

(3) 主な内容（建設事業費を除く）

ア 9款 土木費 2項 道路橋りょう費

- ・ 交通安全施設等維持管理費 1,455千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。

イ 9款 土木費 5項 港湾費

- ・ 港湾維持管理費 1,022千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

ウ 9款 土木費 6項 都市行政費

- 一部(新)・
- ・ 建築物防災対策費 22,333千円  
沿道建築物の耐震化が必要な路線を洗い出すための調査を行う。

エ 9款 土木費 7項 都市計画費

- ・ 公園緑地等維持管理費 5,004千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

2 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】

(1) 改正の趣旨

収入証紙により徴収する交付手数料について、建築計画概要書等閲覧交付システムの導入に伴い、収入証紙以外の方法による徴収とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

手数料の削除（別表の2 手数料の表20の項関係）

- ア 建築計画概要書等の写しの交付手数料
- イ 台帳記載事項証明書交付手数料

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年10月1日

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した(2)に規定する建築計画概要書等の写しの交付手数料又は台帳記載事項証明書交付手数料（以下「建築計画概要書等の写しの交付手数料等」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和7年9月30日までの間に限り、建築計画概要書等の写しの交付手数料等の納付のために使用することができる。
- (イ) 建築計画概要書等の写しの交付手数料等の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和7年9月30日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。
- (ウ) (3)イ(イ)により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。

【議案（条例その他 その3） 定県第69号議案】

3 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体 I 期工事請負契約変更の内容

- (1) 工 事 名 称 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体 I 期工事
- (2) 工 事 場 所 川崎市宮前区梶ヶ谷地先他
- (3) 請負契約者名 大成・大豊・土志田特定建設工事共同企業体  
代表者 大成建設株式会社横浜支店  
執行役員支店長 島 伸 一
- (4) 変 更 の 理 由 工事請負契約書第26条第6項に基づく、インフレスライド(※)の費用を計上することに伴い、工事請負契約を変更する。
- ※ インフレスライドとは、急激なインフレーション又はデフレーションにより、賃金水準又は物価水準などが著しく変動した時に、発注者又は受注者が、請負代金額の変更を請求できるもの。
- (5) 変 更 の 内 容 請負契約金額  
(変更前) 174億910万9,300円  
(変更後) 185億6,307万9,700円

